

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の採用について必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 この規程は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び法第22条第5項に規定する期限を附して雇用される職員については適用されない。

(採用の区分)

第3条 職員採用は、次の区分によるものとする。

(1) 組合採用職員

(職員の採用)

第4条 前条による採用は、競争試験によるもののほか、次の各号に掲げるところにより選考によって行うものとする。この場合管理者は、必要に応じて経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いて当該職の職務遂行能力の有無を判定することができる。

(1) 国、県又は市町村の試験を受けた者で、任命権者が当該試験若しくは選考により優秀と認められる者

(2) 法令に基づく免許等を必要とする職にあつては、当該免許を有する者

(3) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職で当該知識技術を有すると任命権者が認める者

(4) 試験を行っても十分な競争者が得られないと任命権者が認める職

(選考の実施)

第5条 選考は、必要に応じてその都度行う。

(実施について必要な事項)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成4年12月25日から施行する。